

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和7年11月6日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

(説明員) (公平審査局)

吉田審議官、村山首席審理官、植田首席審理官、小池審理官、平田審理官、酒井審理官

議 題

3-1 不利益処分審査請求事案に関する判定

令和6年第23号事案

原処分：懲戒停職処分（6月間）

3-2 給与審査申立事案に関する決定

令和6年第36号事案

申立内容：令和6年6月期の勤勉手当の成績率をより上位に決定すること

3-3 給与審査申立事案に関する決定

令和7年第9号事案

申立内容：令和7年1月1日付け昇給区分の決定をより上位に決定すること

議事の概要

○ 議題3-1 「令和6年第23号事案」について、担当局から、請求者の行為は非違行為に当たらないとする主張は認められず、本件処分を取り消すべき事情は見当たらないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題3-2 「令和6年第36号事案」については、担当局から、勤勉手当の成績率の決定を更正すべき理由は認められないと、棄却が適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題3-3 「令和7年第9号事案」については、担当局から、昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないと、棄却が適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。